

平成 30 年 4 月
国 土 交 通 省
海事局船員政策課

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴う 船員法施行規則等の一部を改正する省令案について

1. 背景

平成29年4月に海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成29年法律第21号。以下「改正法」という。）が公布され、一部の規定が平成30年7月1日及び平成31年1月8日（予定）に施行されることに伴い、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）等において改正を行う。

2. 概要

（1）船員法施行規則等の一部改正

- ① 特定海域運航責任者の認定関係
 - i) 特定海域について
特定海域運航責任者を乗り組ませるべき特定海域を北極海域及び南極海域と規定する。
 - ii) 特定海域運航責任者の乗り組み基準及び職務
特定海域を航行する船舶には、その職務等に応じ、甲種特定海域運航責任者又は乙種特定海域運航責任者を乗り組ませなければならないとする。
 - iii) 特定海域運航責任者の認定等
特定海域運航責任者の認定に係る申請方法等について規定する。
 - iv) 登録講習
特定海域運航責任者の資格取得に必要な講習等を規定する。
 - v) 認定の有効期間等
特定海域運航責任者の認定の有効期間及び更新手続き等について規定する。
- ② その他所要の改正

（2）船員の労働条件等の検査等に関する規則の一部改正

改正法において船員法（昭和22年法律第100号）第103条の3第3項において規定された海上労働証書の有効期間の延長の特例を受けることができる国土交通省令で定める事由等を規定する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布	平成30年6月上旬
施行	(1) 平成30年7月1日 (2) 平成31年1月8日